

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成29年 5月23日
【会社名】	株式会社ジパング
【英訳名】	Jipangu Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 松藤 民輔
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区広尾一丁目11番2号
【電話番号】	03(5422)6800
【事務連絡者氏名】	専務取締役管理本部長 亀田 学
【最寄りの連絡場所】	東京都渋谷区広尾一丁目11番2号
【電話番号】	03(5422)6800
【事務連絡者氏名】	専務取締役管理本部長 亀田 学
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	460,200,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	767,000株	完全議決権株式で株主の権利に特に制限のない株式であります。 単元株制度は採用しておりません。

(注) 当社は平成29年5月23日(火)開催の当社取締役会において新規発行株式に関する決議を行っております。

2【株式募集の方法及び条件】

(1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当			
その他の者に対する割当	767,000株	460,200,000	230,100,000
一般募集			
計(総発行株式)	767,000株	460,200,000	230,100,000

(注) 1. 第三者割当(現物出資)の方法によります。その現物出資の目的とする財産の内容は、割当予定先が保有する当社への金銭債権であり、その内容については「第一部 証券情報 第1 募集要項 3 新規発行による手取金の使途 (2) 手取金の使途」をご覧ください。

2. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、資本組入額の総額は会社法上の増加する資本金の額の総額であります。

(2)【募集条件】

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
600	300	1株	平成29年6月8日(木)		平成29年6月8日(木)

(注) 1. 発行価格は、公認会計士税理士三嶋良英事務所(福岡県福岡市中央区)での評価報告書による算定結果を基に、市場環境や会社の現況を鑑み決定いたしました。

2. 発行価格は、会社法上の払込金額であり、資本組入額は会社法上の増加する資本金の額であります。なお、申込証拠金はありません。

3. 第三者割当(現物出資)の方法により行うものとし、一般募集は行いません。

4. 上記株式を割当てた者から申込みが行われなかった株式については割当てを受ける権利は消滅いたします。

5. 現物出資の方法は、現物出資の目的となる金銭債権を払込期日付けで充当する旨を記載した株式申込書を当社に提出するものいたします。

(3)【申込取扱場所】

店名	所在地
株式会社ジパング 本社	東京都渋谷区広尾一丁目11番2号

(4)【払込取扱場所】

現物出資の方法によるため、該当事項はありません。

3 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
460,200,000	2,600,000	

(注) 1. 発行諸費用の概算額の内訳は、増資に伴う登録免許税、登記費用、発行価格決定の際の評価報告書作成の業務委託費等を予定しております。

2. 差引手取概算額は、現物出資の方法によるため、該当事項がありません。

(2) 【手取金の使途】

このたびの第三者割当の方法による新株式発行につきましては、当社の債権者であるブルパレスコーポレーション株式会社（以下、「割当予定先」という。）が当社に有する金銭債権の現物出資（以下、「DES」という。）であるため、手取金はありません。

このDESの対象となる債権は、割当予定先の当社宛の短期貸付金365,585,786円、本有価証券届出書の効力が発生することを条件とした払込期日予定日までの当該短期貸付金に伴う未収利息34,124,490円、仮払金60,489,724円の合計460,200,000円とするものであります。

短期貸付金及び当該短期貸付金に伴う未収利息は、次のとおりであります。

当初借入日	平成29年3月31日付 借入金額	弁済期日	利率	払込期日予定日 (平成29年6月8日) 利息額
平成26年10月31日	45,500,000円	平成30年3月31日	3%	2,991,790円
平成26年12月31日	52,500,000円	平成30年3月31日	6%	6,904,105円
平成27年6月30日	22,400,000円	平成30年3月31日	6%	2,614,359円
平成27年9月30日	245,185,786円	平成30年3月31日	6%	21,614,236円
合計	365,585,786円			34,124,490円

仮払金については、平成28年7月5日より本有価証券届出書提出日まで適宜発生した割当予定先と当社との金銭の仮払いであります。

当社は、短期貸付金と仮払金を加えた426,075,510円を、平成27年9月まで当社のアメリカの子会社群で運営していた金鉱山において、金価格の低迷と金の生産量が想定より下回る結果となり売上高が減少し営業債務及び未払債務の滞留が発生したため、これらの支払いや金鉱山操業に関わる運転資金として98,000,000円を、新たな事業取得の獲得のため本年6月に子会社化を予定しているAtlanta Gold Inc.の株式取得資金として28,787,489円を、当社の収入源であった上述の金鉱山から平成27年9月に撤退したことにより、当社においても営業債務及び未払債務の一部に滞留が発生したため、これらの支払いや運転資金として299,288,021円を、それぞれ充当いたしました。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

a 割当予定先の概要（平成29年3月31日現在）

名称	ブルパレスコーポレーション株式会社
本店の所在地	東京都渋谷区広尾一丁目11番2号
代表者の役職及び氏名	代表取締役 向井 明久
資本金	10,000千円
事業の内容	有価証券の保有及び管理
主たる出資者及びその出資比率	松藤 民輔 96%

b 提出者と割当予定先との関係

出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	該当事項はありません。								
	割当予定先が保有している当社の株式の数	1,954,784株								
人事関係		該当事項はありません。 なお、当社代表取締役社長の松藤民輔が、割当予定先の株式の96%を保有しております。								
資金関係		本有価証券届出書の効力が発生することを条件とした払込期日予定日まで、次の債務がある見込みであります。 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>短期借入金</td> <td>365,585,786円</td> </tr> <tr> <td>未払利息</td> <td>34,124,490円</td> </tr> <tr> <td>仮受金</td> <td>60,489,724円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>460,200,000円</td> </tr> </table>	短期借入金	365,585,786円	未払利息	34,124,490円	仮受金	60,489,724円	合計	460,200,000円
短期借入金	365,585,786円									
未払利息	34,124,490円									
仮受金	60,489,724円									
合計	460,200,000円									
技術又は取引等関係		該当事項はありません。								

c 割当予定先の選定理由

当社は、平成28年3月期第1四半期連結会計期間末において債務超過の状態となり、平成29年3月期事業年度末においても442,471千円の債務超過の状態が見込まれます。

そこで、この債務超過状態の改善策として、改めて当社の長年に亘る筆頭株主で主要株主である割当予定先との金融債権に係わる協議を進め、DESによる財務基盤の安定化と健全化を図ることとなりました。

割当予定先の大株主は当社代表の松藤民輔でもあり、これまでも金融機関等からの資金調達が困難な際にも、適宜、当社の運転資金等の援助をいただくなど様々な形を以って支援していただいている経緯から、割当予定先としては最適であると判断し、また、割当予定先の当社株式持株比率の増加は将来的に当社の企業価値の向上に資するものと判断しました。

d 割り当てようとする株式の数

当社普通株式 767,000株

e 株式等の保有方針

本件割当株式の保有について割当予定先との書面による取決めを行っておりませんが、長年に亘る当社の筆頭株主の立場から、基本的に中長期的に保有する方針であることで合意しております。

f 払込みに要する資金等の状況

このたびの第三者割当の方法による新株式発行はDESで、その現物の対象となる財産が割当予定先の当社に対する金銭債権であることから、当社におきましても当該財産(当社の債務)の実在性及びその残高につき、当社の会計帳簿により確認いたしました。

g 割当予定先の実態

割当予定先及び割当予定先の役員並びに株主が暴力団等とは一切関係がないことを、第三者機関(株式会社エスピー・ネットワーク)にて確認しております。

2 【株式等の譲渡制限】

該当事項はありません。

3 【発行条件に関する事項】

a 発行価格の算定根拠及び合理性に関する考え方

発行価格は、公認会計士税理士三嶋良英事務所での評価報告書による算定結果を基に、市場環境や会社の現況を鑑み、1株あたり600円と決定いたしました。

公認会計士税理士三嶋良英事務所において、当社の価値は、主として当社が子会社化を図ろうとするAtlanta Gold Inc.(カナダ トロント証券取引所 ベンチャー市場上場 / 証券シンボル:ATG)の中長期に亘る収益性にあると考えられるため、最も評価額にその価値を反映させやすいことからインカム・アプローチでのディスカウント・キャッシュ・フローによる手法を採用し、単独法での総合評価で601円との評価算定結果となっております。

なお、当社監査役3名全員からは、当該評価報告書を基に決定した発行価格は、第三者割当により新株式発行を行う場合での特に有利な発行価格金額には該当しないと判断し、当該発行価格の判断にあたっては、適法であり適正かつ妥当である旨の意見を得ております。

b 発行株数及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

このたびの新株式の発行株数は767,000株(議決権数 767,000個)であり、本届出書提出日現在の発行済株式総数8,768,454株の8.75%(総議決権数 8,766,746個に対する割合 8.75%)に相当し、これにより一定の希薄化をもたらすこととなります。

しかしながら、「第一部 証券情報 第3 第三者割当の場合の特記事項 1 割当予定先の状況 c 割当予定先の選定理由」に記載のとおり、将来的な企業価値の向上になるものと考えられ、結果として株主価値の向上が図られることで既存株主の皆様の利益に資するものと考えており、合理性があると判断しております。

4 【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

5 【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数に 対する 所有議決権数 の割合(%)	割当後の 所有株式数 (株)	割当後の 総議決権数に 対する 所有議決権数 の割合(%)
ブルパレスコーポレーション 株式会社	東京都渋谷区 広尾一丁目 11番2号	1,954,784	22.30	2,721,784	28.55
松藤 民輔	東京都 港区	1,200,000	13.69	1,200,000	12.59
小島 民久	神奈川県 茅ヶ崎市	201,000	2.29	201,000	2.11
杉立 繁	大阪府 吹田市	159,854	1.82	159,854	1.68
株式会社嘩	愛知県名古屋市 千種区徳川山町 二丁目4番24号	137,290	1.57	137,290	1.44
奥村 眞吾	大阪府 大阪市福島区	115,600	1.32	115,600	1.21
永井 詳二	東京都 港区	100,001	1.14	100,001	1.05
株式会社リトルスター	宮城県大崎市 古川宮沢新荒町 88番地1	84,040	0.96	84,040	0.88
黒柳 清春	長野県 上水内郡飯綱町	76,510	0.87	76,510	0.80
西川 博子	愛知県 名古屋市千種区	59,371	0.68	59,371	0.62
計		4,088,450	46.64	4,855,450	50.93

6 【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7 【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8 【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第5【募集又は売出しに関する特別記載事項】

事業の状況等に関する事項

当社は、平成29年3月期第3四半期会計期間末において、債務超過の状態であり、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しております。

また、平成29年3月期第3四半期会計期末時点での独立監査法人の四半期レビュー報告書において、債務超過の状態であり、平成29年3月期第3四半期累計期間の売上高が著しく減少し、営業債務及び未払債務の一部に滞留が発生していることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しており、当該状況に対する対応策は示されているものの、継続企業を前提として作成されている平成29年3月期第3四半期財務諸表に対する結論を表明するための手続きが実施できず、結論を表明しない旨の記載がなされております。

これらの状況やリスク等については、「第四部 組込情報 第21期 有価証券報告書（自平成27年4月1日至平成28年3月31日） 第一部 企業情報 第2 企業の状況 3 対処すべき課題」、「第四部 組込情報 第21期 有価証券報告書（自平成27年4月1日至平成28年3月31日） 第一部 企業情報 第2 企業の状況 4 事業等のリスク」、「第四部 組込情報 第21期 有価証券報告書（自平成27年4月1日至平成28年3月31日） 第一部 企業情報 第2 企業の状況 7 財務状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」、「第四部 組込情報 第21期 有価証券報告書（自平成27年4月1日至平成28年3月31日） 第一部 企業情報 第5 経理の状況 注記事項（継続企業の前提に関する注記）」並びに「第四部 組込情報 第22期 第3四半期報告書（自平成28年10月1日至平成28年12月31日） 第一部 企業情報 第2 企業の状況 1 事業等のリスク」、「第四部 組込情報 第22期 第3四半期報告書（自平成28年10月1日至平成28年12月31日） 第一部 企業情報 第2 企業の状況 3 財務状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」、「第四部 組込情報 第22期 第3四半期報告書（自平成28年10月1日至平成28年12月31日） 第一部 企業情報 第4 経理の状況 注記事項（継続企業の前提に関する注記）」をご覧ください。

第二部【公開買付けに関する情報】

第1【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部【追完情報】

1 資本金の増減

「第四部 組込情報 第21期 有価証券報告書（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日） 第一部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (5) 発行済株式総数、資本金等の推移」（平成28年6月30日提出）の資本金について、当該有価証券報告書の提出日以降、本有価証券届出書提出日までの間において、次のとおり資本金が増加しております。

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金 増減額 (千円)	資本金 残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成28年9月2日 (注)	602,000	8,768,454	180,600	2,517,659	180,600	1,434,399

(注) 有償一般募集（公募による新株式発行） 発行価格 600円 資本組入額 300円

2 事業等のリスクについて

「第四部 組込情報 第21期 有価証券報告書（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）」（平成28年6月30日提出）及び「第四部 組込情報 第22期 第3四半期報告書（自 平成28年10月1日 至 平成28年12月31日）」（平成29年2月14日提出）の提出日以降、本有価証券届出書提出日までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」について、変更及び追加すべき事項はありません。

また、当該有価証券報告書には、将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本有価証券届出書提出日現在においても、その判断に変更はなく、また、新たに記載する将来に関する事項もありません。

3 臨時報告書の提出

「第四部 組込情報 第21期 有価証券報告書（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）」（平成28年6月30日提出）の提出日以降、本有価証券届出書提出日現在までの間において、以下の臨時報告書を関東財務局長に提出しております。

(平成28年6月30日提出の臨時報告書)

1 提出理由

当社は、平成28年6月29日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 株主総会が開催された年月日

平成28年6月29日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 第21期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）計算書類承認の件

第2号議案 定款一部変更の件

第3号議案 取締役4名選任の件

松藤民輔、亀田学、坂井賢二及び井澤光朗を取締役に選任するものであります。

第4号議案 監査役2名選任の件

巻幡正英及び天野資久を監査役に選任するものであります。

第5号議案 会計監査人選任の件

公認会計士 高橋慶親を会計監査人に選任するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数(個)	反対数(個)	棄権数(個)	可決要件	決議の結果 及び 賛成(反対)割合(%)
第1号議案 第21期計算書類承認の件	5,384,175	21,199	0	(注)1	可決 99.61
第2号議案 定款一部変更の件	5,382,800	22,574	0	(注)2	可決 99.58
第3号議案 取締役4名選任の件					
松藤 民輔	5,383,861	21,513	0	(注)1	可決 99.60
亀田 学	5,384,412	20,962	0		可決 99.61
坂井 賢二	5,384,586	20,788	0		可決 99.62
井澤 光朗	5,384,646	20,728	0		可決 99.62
第4号議案 監査役2名選任の件					
巻幡 正英	5,385,398	19,976	0	(注)1	可決 99.63
天野 資久	5,385,192	20,182	0		可決 99.63
第5号議案 会計監査人選任の件	5,392,214	13,160	0	(注)1	可決 99.76

(注) 1. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算していません。

(平成28年6月30日提出の臨時報告書)

1 提出理由

当社において特定子会社の異動がありましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づき、臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 当該異動に係る特定子会社の名称、住所、代表者の氏名、資本金及び事業の内容

名称	Jipangu International Inc.
住所	米国デラウェア州
代表者の氏名	坂井 賢二
資本金	1.00US\$
事業の内容	鉱山事業
名称	Jipangu Canada Inc.
住所	カナダ ブリティッシュ・コロンビア州
代表者の氏名	松藤 民輔
資本金	2,779千CA\$
事業の内容	鉱山事業

(2) 当該異動の前後における当社の所有に係る特定子会社の議決権の数及び特定子会社の総株主等の議決権に対する割合

Jipangu International Inc.

当社の所有に係る特定子会社の議決権の数

異動前 100個

異動後 - 個

総株主等の議決権に対する割合

異動前 100%

異動後 - %

Jipangu Canada Inc.

当社の所有に係る特定子会社の議決権の数

異動前 100個（うち間接保有：100個）

異動後 - 個（うち間接保有：- 個）

総株主等の議決権に対する割合

異動前 100%（うち間接保有：100%）

異動後 - %（うち間接保有：- %）

(3) 当該異動の理由及びその年月日

当該異動の理由

Jipangu International Inc.ならびに同社100%子会社であるJipangu Canada Inc.について、両社における事業機能を維持することの必要性と事業価値の重要性等について慎重な検討をした結果、当社が保有するJipangu International Inc.株式を譲渡することを決議し実行いたしました。

異動の年月日 平成28年6月29日

（平成28年6月30日提出の臨時報告書）

1 提出理由

当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象が発生したため、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第19号の規定に基づき提出するものであります。

2 報告内容

(1) 当該事象の発生年月日

平成28年6月30日

(2) 当該事象の内容

支払利息

当第4四半期連結会計期間において、114百万円を計上いたしました。これは、主に米国子会社における現地金融機関からの借入に係る支払利息に加えて、借入期間内において発生すると見込まれる現地金融機関に対する経費を利息相当額とみなし、その見積額のうち当四半期連結会計期間に対応する金額を支払利息として計上したものであります。

(3) 当該事象の損益に与える影響額

平成28年3月期第4四半期連結会計期間（自平成28年1月1日至平成28年3月31日）の四半期連結損益計算書において、支払利息114百万円を計上いたしました。

(平成28年7月22日提出の臨時報告書)

1 提出理由

当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象が発生したため、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号の規定に基づき提出するものであります。

2 報告内容

(1) 当該事象の発生日

平成28年7月22日

(2) 当該事象の内容

受取利息

当第1四半期会計期間において、26百万円を計上いたしました。これは、主に連結子会社であったJipangu International Inc.に対する貸付金に係る受取利息であります。

支払利息

当第1四半期会計期間において、30百万円を計上いたしました。これは、主に連結子会社であったJipangu International Inc.に対する借入金に係る支払利息であります。

(3) 当該事象の損益に与える影響額

平成29年3月期第1四半期会計期間(自平成28年4月1日至平成28年6月30日)の四半期損益計算書において、受取利息26百万円、支払利息30百万円を計上いたしました。

(平成28年11月14日提出の臨時報告書)

1 提出理由

当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象が発生したため、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号の規定に基づき提出するものであります。

2 報告内容

(1) 当該事象の発生日

平成28年11月14日

(2) 当該事象の内容

受取利息

当第2四半期会計期間において、25百万円を計上いたしました。これは、主に連結子会社であったJipangu International Inc.に対する貸付金に係る受取利息であります。

支払利息

当第2四半期会計期間において、30百万円を計上いたしました。これは、主に連結子会社であったJipangu International Inc.に対する借入金に係る支払利息であります。

(3) 当該事象の損益に与える影響額

平成29年3月期第2四半期会計期間(自平成28年7月1日至平成28年9月30日)の四半期損益計算書において、受取利息25百万円、支払利息30百万円を計上いたしました。

(平成29年2月14日提出の臨時報告書)

1 提出理由

当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象が発生したため、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号の規定に基づき提出するものであります。

2 報告内容

(1) 当該事象の発生日

平成29年2月14日

(2) 当該事象の内容

受取利息

当第3四半期会計期間において、29百万円を計上いたしました。これは、主に連結子会社であったJipangu International Inc.に対する貸付金に係る受取利息であります。

為替差益

当第3四半期会計期間において、14百万円を計上いたしました。これは、主に為替相場の変動によるものであります。

支払利息

当第3四半期会計期間において、32百万円を計上いたしました。これは、主に連結子会社であったJipangu International Inc.に対する借入金に係る支払利息であります。

貸倒引当金繰入額

当第3四半期会計期間において、22百万円を計上いたしました。これは、主に連結子会社であったJipangu International Inc.に対する貸付金に対する貸倒引当金であります。

(3) 当該事象の損益に与える影響額

平成29年3月期第2四半期会計期間(自平成28年7月1日至平成28年9月30日)の四半期損益計算書において、受取利息29百万円、為替差益14百万円、支払利息32百万円、貸倒引当金繰入額22百万円を計上いたしました。

（平成29年4月28日提出の臨時報告書）

1 提出理由

当社は、平成29年3月31日開催の取締役会において、債権債務の譲渡を決議しました。これに伴い財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象が発生したため、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号の規定に基づき提出するものであります。

2 報告内容

(1) 当該事象の発生日

平成29年3月31日

(2) 当該事象の内容

契約締結日 平成29年3月31日

債権債務の内容

債権

1年内回収予定の長期貸付金	2,549百万円
未収入金	1,798百万円
未収収益	663百万円
長期貸付金	76百万円
長期未収入金	550百万円
合計	5,638百万円

債務

未払費用	561百万円
預り金	2,538百万円
長期借入金	2,476百万円
合計	5,575百万円

譲渡予定価額 0円

譲渡先	商号	ブルバレスコーポレーション株式会社
	本店所在地	東京都渋谷区広尾一丁目11番2号
	主な事業内容	資産管理会社
	当社との関係	当社の主要株主

譲渡日 平成29年3月31日

(3) 当該事象の損益に与える影響額

当該事象の損益に与える影響額はありません。

4 最近の業績の概要

平成29年3月期事業年度（自平成28年4月1日至平成29年3月31日）の業績の概要

本有価証券届出書提出日現在の当該事業年度に係る貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書並びにキャッシュ・フロー計算書は、以下のとおりであります。なお、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人の監査は終了しておりませんので、監査報告書は受領していません。

【財務諸表等】

(1)【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当事業年度 (平成29年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	32	102
短期貸付金	-	84,150
1年内回収予定の長期貸付金	2,218,291	-
仮払金	-	71,639
その他	2,372,657	8,360
貸倒引当金	1	297
流動資産合計	4,590,980	163,954
固定資産		
有形固定資産		
工具、器具及び備品（純額）	0	0
有形固定資産合計	0	0
投資その他の資産		
投資有価証券	28,787	44,021
関係会社株式	0	-
長期貸付金	419,010	-
長期未収入金	537,586	-
その他	569	569
貸倒引当金	41,348	-
投資その他の資産合計	944,606	44,591
固定資産合計	944,606	44,591
資産合計	5,535,586	208,545
負債の部		
流動負債		
短期借入金	343,235	431,184
未払金	148,624	107,791
未払法人税等	29,043	27,292
未払費用	472,330	35,819
預り金	2,568,640	15,224
前受金	22,889	33,705
流動負債合計	3,584,762	651,017
固定負債		
長期借入金	2,486,843	-
固定負債合計	2,486,843	-
負債合計	6,071,606	651,017

(単位：千円)

	前事業年度 (平成28年3月31日)	当事業年度 (平成29年3月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,337,059	2,517,659
資本剰余金		
資本準備金	1,253,799	1,434,399
資本剰余金合計	1,253,799	1,434,399
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	4,090,681	4,356,845
利益剰余金合計	4,090,681	4,356,845
自己株式	36,197	36,197
株主資本合計	536,019	440,983
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	-	1,488
評価・換算差額等合計	-	1,488
純資産合計	536,019	442,471
負債純資産合計	5,535,586	208,545

(2)【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	当事業年度 (自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日)
営業収益	228,537	12,867
営業費用	361,210	243,374
営業損失()	132,672	230,507
営業外収益		
受取利息	119,131	110,858
為替差益	-	4,762
その他	733	191
営業外収益合計	119,864	115,811
営業外費用		
支払利息	122,700	125,833
為替差損	7,148	-
貸倒引当金繰入額	41,348	21,465
その他	12,055	2,959
営業外費用合計	183,252	150,258
経常損失()	196,060	264,953
特別利益		
債務免除益	67,873	-
債務保証損失引当金戻入額	108,159	-
特別利益合計	176,032	-
特別損失		
関係会社株式評価損	791,778	-
その他	10,488	-
特別損失合計	802,267	-
税引前当期純損失()	822,295	264,953
法人税、住民税及び事業税	1,210	1,210
法人税等合計	1,210	1,210
当期純損失()	823,505	266,163

(3)【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金		利益剰余金	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	2,332,335	1,249,075	1,249,075	3,267,176	3,267,176
当期変動額					
新株の発行					
当期純損失（ ）				823,505	823,505
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	4,723	4,723	4,723	823,505	823,505
当期末残高	2,337,059	1,253,799	1,253,799	4,090,681	4,090,681

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	36,197	278,038	2,160	2,160	280,198
当期変動額					
新株の発行					
当期純損失（ ）		823,505			823,505
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)			2,160	2,160	2,160
当期変動額合計	-	814,057	2,160	2,160	816,218
当期末残高	36,197	536,019	-	-	536,019

当事業年度(自平成28年4月1日至平成29年3月31日)

(単位:千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金		利益剰余金	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	2,337,059	1,253,799	1,253,799	4,090,681	4,090,681
当期変動額					
新株の発行	180,600	180,600	180,600		
当期純損失()				266,163	266,163
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	180,600	180,600	180,600	266,163	266,163
当期末残高	2,517,659	1,434,399	1,434,399	4,356,845	4,356,845

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	36,197	536,019	-	-	536,019
当期変動額					
新株の発行		361,200			361,200
当期純損失()		266,163			266,163
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)			1,488	1,488	1,488
当期変動額合計	-	95,036	1,488	1,488	93,547
当期末残高	36,197	440,983	1,488	1,488	442,471

(4)【キャッシュフロー計算書】

(単位：千円)

	当事業年度 (平成28年4月1日 平成29年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税引前当期純損失()	264,953
貸倒引当金の増減額(は減少)	21,762
受取利息及び受取配当金	110,858
支払利息	125,833
為替差損益(は益)	4,440
未払金の増減額(は減少)	40,832
その他の流動資産の増減額(は増加)	58,000
その他の流動負債の増減額(は減少)	6,124
その他の固定資産の増減額(は増加)	12,971
その他	4,001
小計	354,587
利息及び配当金の受取額	0
法人税等の支払額又は還付額(は支払)	1,210
営業活動によるキャッシュ・フロー	355,797
投資活動によるキャッシュ・フロー	
投資有価証券の取得による支出	16,722
短期貸付けによる支出	78,810
投資活動によるキャッシュ・フロー	95,532
財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期借入れによる収入	90,200
株式の発行による収入	361,200
財務活動によるキャッシュ・フロー	451,400
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	70
現金及び現金同等物の期首残高	32
現金及び現金同等物の期末残高	102

第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第21期)	自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日	平成28年6月30日 関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第22期第3四半期)	自 平成28年9月1日 至 平成28年12月31日	平成29年2月14日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A 4 - 1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部【特別情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

平成28年6月30日

株式会社ジパング
取締役会 御中

高橋公認会計士事務所

公認会計士 高橋 慶親 印

私は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ジパングの平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

私の責任は、私が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。私は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、私に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、私の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、私は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

しかしながら、「意見不表明の根拠」に記載した事項により、私は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手することができなかった。

意見不表明の根拠

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は、当連結会計年度末において債務超過となっている。また、当連結会計年度の売上が著しく減少し、営業債務及び未払債務の一部に滞留が発生している。加えて、当連結会計年度末の借入金残高が手元資金残高に比して高水準にある。一方、平成27年9月4日にFlorida Canyon Mining, Inc.、Standard Cold Mining, Inc.及びJipangu Exploration, Inc.が連結子会社から除外された。これらの状況により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在している。当該状況に対する対応策は当該注記に記載されているが、これらの進捗は極めて不透明な状況にあり、特に現時点において事業の遂行に必要な資金調達の見込みが立っておらず、具体的な計画は提示されなかった。また、他の監査手続によっても十分かつ適切な監査証拠を入手することができなかった。

したがって、私は、連結財務諸表が継続企業を前提として作成されていることの是非について判断することができなかった。

意見不表明

私は、「意見不表明の根拠」に記載した事項の連結財務諸表に及ぼす可能性のある影響の重要性に鑑み、監査意見の基礎を与える十分かつ適切な監査証拠を入手することが出来なかったため、連結財務諸表に対して意見を表明しない。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成28年6月29日の取締役会において、Jipangu International Inc. 株式を譲渡することを決議し実行した。当該株式譲渡の実行により、Jipangu International Inc.ならびに同社100%子会社であるJipangu Canada Inc.は、連結子会社から除外されることとなった。

当該事項は、私の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の事項

会社の平成27年3月31日をもって終了した前連結会計年度の連結財務諸表は、前任監査人によって監査されている。前任監査人は、当該連結財務諸表に対して平成27年6月29日付けで無限定適正意見を表明している。

利害関係

会社と私との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券報告書提出会社が別途保存しております。
- 2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成28年6月30日

株式会社ジパング
取締役会 御中

高橋公認会計士事務所

公認会計士 高橋 慶親 印

私は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ジパングの平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第21期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

私の責任は、私が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。私は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、私に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、私の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、私は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

しかしながら、「意見不表明の根拠」に記載した事項により、私は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手することができなかった。

意見不表明の根拠

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は、当事業年度末において債務超過となっている。また、当事業年度の営業収益が著しく減少し、営業債務及び未払債務の一部に滞留が発生している。加えて、当事業年度末の借入金残高が手元資金残高に比して高水準にある。これらの状況により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在している。当該状況に対する対応策は当該注記に記載されているが、これらの進捗は極めて不透明な状況にあり、特に現時点において事業の遂行に必要な資金調達の目途が立っておらず、具体的な計画は提示されなかった。また、他の監査手続によっても十分かつ適切な監査証拠を入手することができなかった。

したがって、私は、財務諸表が継続企業を前提として作成されていることの是非について判断することができなかった。

意見不表明

私は、「意見不表明の根拠」に記載した事項の財務諸表に及ぼす可能性のある影響の重要性に鑑み、監査意見の基礎を与える十分かつ適切な監査証拠を入手することが出来なかったため、財務諸表に対して意見を表明しない。

その他の事項

会社の平成27年3月31日をもって終了した前事業年度の財務諸表は、前任監査人によって監査されている。前任監査人は、当該財務諸表に対して平成27年6月29日付けで無限定適正意見を表明している。

利害関係

会社と私との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券報告書提出会社が別途保存しております。
- 2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成29年2月14日

株式会社ジパング
取締役会 御中

高橋公認会計士事務所

公認会計士 高橋 慶親 印

私は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ジパングの平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第22期事業年度の第3四半期会計期間(平成28年10月1日から平成28年12月31日まで)及び第3四半期累計期間(平成28年4月1日から平成28年12月31日まで)に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

私の責任は、私が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。私は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

しかしながら、「結論の不表明の根拠」に記載した事項により、私は、結論の表明の基礎となる証拠を入手することができなかった。

結論の不表明の根拠

継続企業の前提に関する事項に記載されているとおり、会社は、当第3四半期会計期間末において債務超過となっている。また、当第3四半期累計期間の売上高が著しく減少し、営業債務及び未払債務の一部に滞留が発生している。これらの状況により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在している。当該状況に対する対応策は当該注記に記載されているが、これらの進捗は極めて不透明な状況にあり、客観的に実行を担保し得る具体的な計画は提示されなかった。

したがって、私は継続企業を前提として作成されている上記の四半期財務諸表に対する結論を表明するための手続が実施できなかった。

結論の不表明

私が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、「結論の不表明の根拠」に記載した事項の四半期財務諸表に及ぼす可能性のある影響の重要性に鑑み、株式会社ジパングの平成28年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第3四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかったかどうかについての結論を表明しない。

利害関係

会社と私との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 1 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は四半期報告書提出会社が別途保存しております。
- 2 XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。